

働く

障害者雇用促進法は、常用労働者（1カ月を超え、など一定期間以上雇用された労働者）56人以上の事業主に対して、1・8%以上の障害者の雇用を義務付けています。鹿児島県内の対象企業845社の雇用率は2009年6月現在、1・95%と平均では法定雇用率を上回っているものの、未達成企業がまだ約4割あり、雇用促進の取り組みが求められています。

こうした中、障害者の身近な雇用場である中小企業の雇用を促すため、同法が改正され、今年7月から実施されることになりました。主な改正点は三つです。

障害者雇用促進法改正

納付金の適用拡大

一つ目は、納付金制度の適用対象の拡大です。納付



足に障害がある坂本勉さん（中央）が働く鹿児島市の中礼義肢製作所は、従業員約40人のうち7人が障害者だ

金制度とは、法定雇用率に満たない事業主から不足人数に応じて納付金を徴収する制度です。

対象はこれまでの常用労働者301人以上の事業主に、200人以上300人以下の事業主が加わります。納付金は301人以上が不足人数1人につきひと月当たり5万円、200人以上300人以下が4万円

で、15年7月からはともに5万円となります。

二つ目は、総労働者数と雇用障害者数を算定する際、週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者も含まれることになりました。ただし、0・5人として計算します。

最後に、障害者の就業が困難な建設業や医療業など一部の業種で設定されている、雇用義務を軽減するための除外率が、一律10%引き下げられることになりました。

（鹿児島労働局職業対策課）

ワーキングノート
鹿児島労働局
だより



48